

告 示

埼玉県告示第千三百七十六号

測量計画機関である美里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

美里町

二 作業種類

公共測量 数値撮影（デジタル）地上解像度十・〇センチメートル

三 作業地域

美里町全域

四 作業期間

令和五年十月二十七日から令和六年三月十五日まで